

「台風接近」による気象警報発令時に伴う学校の対応について

長崎市立高島小中学校

台風接近による気象警報の対象は、「暴風警報・大雨警報・洪水警報」です。

＜対応の基準＞

1 前日に対応を決定する場合

（１）長崎市が暴風警戒域に含まれ、翌日に市内全域にわたって被害が予想される場合

前日に臨時休業の措置を決定し、保護者宛て文書または tetoru で連絡します。この場合、何時に警報が解除されても１日休校します。

2 夜半から朝にかけての対応

（１）午前６時３０分の段階で、「暴風警報・大雨警報・洪水警報」が発令されている場合

臨時休業とします。その後、警報が解除されても、給食に係る準備等を考慮して１日休校です。

（２）午前６時３０分の段階で、「暴風警報・大雨警報・洪水警報」が解除された場合

通常の登校です。

3 登校後の対応

tetoru でそれぞれの対応（（１）、（２））について連絡を入れます。

（１）「暴風警報・大雨警報・洪水警報」が発令された場合

学校内待機とします。

状況を見て集団下校等の措置をとります。保護者が迎えに来たら保護者同伴で下校させます。

(2) 登校後「暴風警報・大雨警報・洪水警報」が発令される可能性が高い場合

下校時刻を早め、下校させます。状況を見て集団下校等の措置をとります。保護者が迎えに来たら保護者同伴で下校させます。

- 4 土曜日、日曜日、休日の部活動について（バドミントンJrの活動もこれに準じる）
台風接近に伴う「暴風警報・大雨警報・洪水警報」が発令されている場合、中止とします。

注意報であっても、登下校の児童生徒の安全が確保できないと判断される場合、保護者の判断で自宅待機をお願いします。自宅待機もしくは欠席の場合、確実に顧問教師、保護者代表のいずれかに連絡をお願いします。

5 その他

(1) 警報発令時は、報道や市防災無線等による警戒情報に十分注意してください。

(2) 大雨等による自宅への被害があった場合や避難所へ避難する場合は、学校もしくは緊急連絡メールにより連絡をお願いします。

緊急連絡メールアドレス takashima3018@gmail.com

(3) 自宅待機中は、避難所への避難以外外出させないでください。